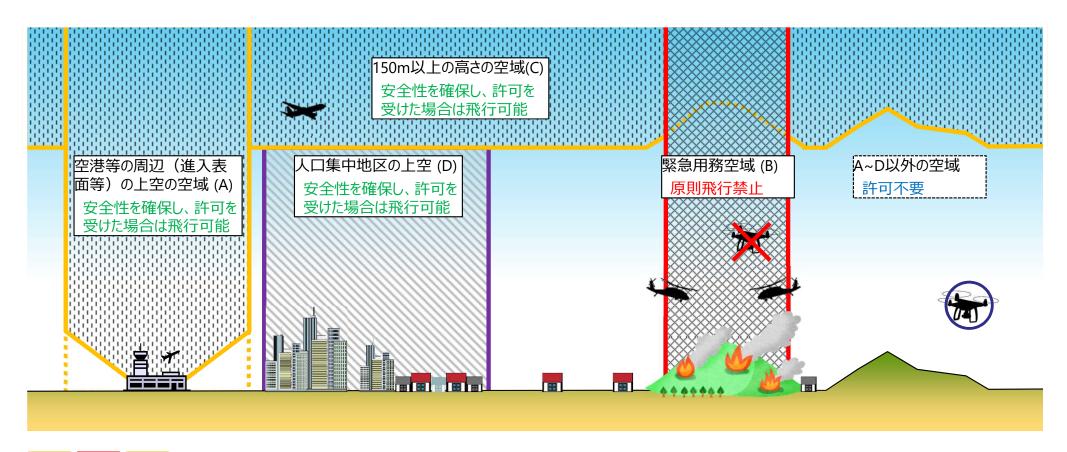
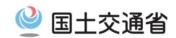
無人航空機の飛行禁止空域





- (A) (B) (C)
- ・・・ 航空機の航行の安全に影響をおよぼすおそれがある空域(法132条第1項第1号)
- (D)
- ・・・・ 人または家屋の密集している地域の上空(法132条第1項第2号)
- ※空港等の周辺、150m以上の空域、人口集中地区(DID)上空の飛行許可(包括許可含む。)があっても、 緊急用務空域を飛行させることはできません。無人航空機の飛行をする前には、飛行させる空域が緊急用務空域 に設定されていないことを確認してください。(令和3年6月1日施行)

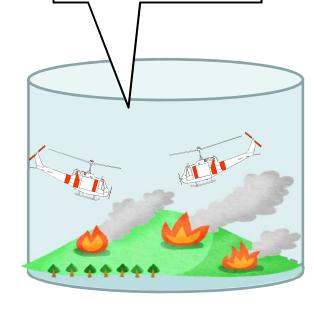
無人航空機の飛行禁止空域の追加について



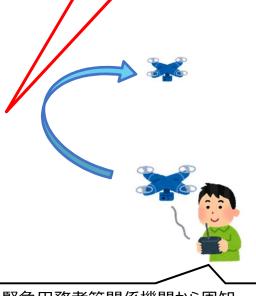
- 警察、消防活動等緊急用務を行うための航空機の飛行が想定される場合に、無人航空機の 飛行を原則禁止する空域(緊急用務空域)を指定し、インターネット等に公示。
- 無人航空機を飛行させる者は、飛行開始前に、飛行させる空域が緊急用務空域に該当するか 否か確認することを義務付け。

緊急用務空域

緊急対応を行う航空機が 現場で活動



| 緊急用務空域内 | は原則飛行禁止



緊急用務者等関係機関から周知、 呼びかけ等があった場合には、速やか に指示に従うこと。 緊急用務空域を 飛行前に確認

飛行させようとする空域が緊急用務 空域にあたらないことを飛行前にイン ターネット等で必ず確認すること。



※ 空港周辺、150m以上の空域、DID(人口集中地区)上空等の飛行許可(包括許可含む。)があっても、緊急用務空域を飛行させることはできません。